

令和8年2月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和8年2月26日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市役所 市民ホール	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ☒欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1番 宮本 国男	○ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
○ 4番 末武 章	☒ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	○ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
㊦ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	☒ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	○ 14番 大田 重敏	○ 15番 野中 孝
○ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 川久保 稔美	○ 山下 勝美	○ 松本 美徳
○ 山口 信也	☒ 前田 将直	○ 松瀬 竹虎
○ 松尾 茂	○ 紙本 政信	☒ 徳田 詳吾
		○ 松本 覚二
		○ 山口 康明
		○ 高田 良彦
		○ 小林 重喜
		○ 長谷川 壽幸
		○ 渡口 学
		○ 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 榎山 まちこ	次長 田畑 徹二	係長 桃田 忠邦
参事 吉田 倉也	主査 吉永 大輔	
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
6番 大石 恵子	7番 武部 利弘	

【事務局長】

皆様こんにちは。只今から令和8年2月の農業委員会総会を開催いたします。どうぞよろしくお願ひします。本日の欠席は推進委員8番前田委員、15番徳田委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。今年もです。ね花粉の時期がやってまいりまして私も症状が出てまいりました。これから一番つらい時期が始まりましたので体調には気を配って業務には取り組んでいきたいと思っております。それでは会長の挨拶をいただき2月の総会に入りたいと思います。

始まる前に久保委員からお話があります。

【久保委員】

(香典に対するお礼)

【会 長】

失礼します。あっという間に2月が終わろうとしています。立春が過ぎて初めて吹く強い南風のことを春一番と言います。今年は4日前の22日に長崎県を含む九州北部地方などで吹きました。風と言えば去る2月8日に衆議院議員総選挙があり、高市旋風が巻き起こりました。高市総理は施政方針として農業については、農業の大区画化や中山間地域におけるきめ細やかな整備を進める。また、米については需要拡大と輸出拡大を図りつつ、供給力を強化することにより安定供給を図るなどと述べられています。今後、農政の面でも実績を挙げていただき、今回の旋風が日本の農業にとって良い風になっていくことを願っています。さて、来る日曜日からは3月に入ります。3月はライオンのようにやって来て、子羊のように去る、という英語のことわざがあります。ライオンは温帯低気圧の嵐のことで、子羊は移動性高気圧の春うららのことです。そんな3月に入ると田畑の野焼き等をされる所も多いかと存じます。林野火災には十分注意されてください。今年の1月1日からは、乾燥や強風の時に林野火災注意報と林野火災警報が発令されるようになります。注意報の時に外で物を燃やさないことは努力義務ですが、警報の時は絶対禁止です。守らないと罰則があります。野焼きをされる時には必ず消防署に事前連絡をされてください。結びになりましたが、春の強い風にくれぐれも気を付けていただくと共に、病気の風邪やインフルエンザにも十分ご留意頂き、日々のお仕事や農業委員・推進委員としての活動にご精励頂ければと存じます。それでは本日の総会、よろしくお願ひいたします。

【議 長】

それでは議事録署名人の指名に移ります。農業委員6番、大石委員、同じく7番、武部委員にお願ひします。続きまして、報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、報告事項についてご説明いたします。議案書の1ページから2ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)でございます。1件ございます。貸人、佐賀市兵庫北3丁目■■■■氏と借人、今福町木場免■■番地■■■■氏との契約については、農業経営基盤強化促進法による相対契約となっておりますが、借人の死亡による解約となっております。賃貸借契約の場合、農地の借人が死亡した場合は、その相続人に引き継がれることになっており、本来であれば貸人と借人の相続人との間で合意解約が必要ですが、借人の■■■■氏には相続人が誰もいないことから、便宜上、貸人からの解約のみをもって、議案書については、故人の名前を表記させていただいております。なお、この農地については、今後、別の方が耕作する予定になっております。

次に農地法第3条の3の規程による届出(相続)でございます。3件ございます。

1件目です。被相続人は星鹿町岳崎免■■番地■■■■氏、相続人は星鹿町岳崎免■■番地■■■■氏です。農地の表示は星鹿町岳崎免字血田■■番から字上大牟田■■までの田4筆、畑11筆、計15筆の合計面積13,219㎡です。被相続人の■■■■氏は平成4年5月10

日に亡くなられ、相続人の■■■■■■■■■■氏が令和7年12月24日に相続登記が完了したということで、令和8年1月22日に届出があり、同日受付をしております。

2件目です。被相続人は御厨町下登木免■■■■番地■■■■■■■■■■氏、相続人は兵庫県姫路市大津区天満■■■■■■■■■■氏です。農地の表示は、御厨町横久保免字天久保■■■■番と■■■■番の畑2筆、合計面積6149㎡です。被相続人の■■■■■■■■■■氏は令和4年6月3日に亡くなられ、相続人の■■■■■■■■■■氏が令和7年4月10日に相続登記が完了したということで、令和8年2月13日に届出があり、同日受付をしております。

3件目です。被相続人は今福町東免■■■■番地■■■■■■■■■■氏、相続人は今福町東免■■■■番地■■■■■■■■■■氏です。農地の表示は、今福町浦免字田川原■■■■から同町東免字松本ノ前■■■■までの田8筆、畑3筆、計11筆の合計面積8145㎡です。被相続人の■■■■■■■■■■氏は令和7年10月3日に亡くなられ、相続人の■■■■■■■■■■氏が令和7年11月18日に相続登記が完了したということで、令和8年2月13日に届出があり、同日受付をしております。

最後に提案事件の集計表です。議案書は2ページをご覧ください。この後の付議事項で審議いただく内容となっております。農地法第3条関係が、1件、農地法第5条関係が、2件、証明関係が、1件、承認関係が、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請分が6件、荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてが3件ございます。私からの説明は以上でございます。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。各委員さんから只今の報告について何かございますでしょうか。はい、無いようですので、付議事項に入ります。3ページ議案第6号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第6号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてです。本件は、農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可又は不許可をご審議いただくものです。議案は3ページです。

事件番号1です。譲渡人は、星鹿町岳崎免■■■■番地■■■■■■■■■■氏、譲受人は、星鹿町岳崎免■■■■番地■■■■■■■■■■氏です。土地の所在は、星鹿町岳崎免字多留海■■■■番・畑・634㎡です。申請事由は、双方で合意がなされ経営規模拡大のために売買により所有権の移転を行うものです。■■■■氏は認定農業者ではありませんが、野菜を精力的に栽培されております。農業従事者は2名、農業従事日数は年間150日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

事件番号2です。譲渡人は、御厨町木場免■■■■番地■■■■■■■■■■氏、譲受人は、御厨町木場免■■■■番地■■■■■■■■■■氏です。土地の所在は、御厨町木場免字内扇田■■■■・田・1001㎡です。申請事由は、双方で合意がなされ経営規模拡大のために売買により所有権の移転を行うものです。■■■■氏は認定農業者です。芝や花木を精力的に作付けしています。農業従事者は2名、農業従事日数は年間200日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

事件番号3です。譲受人は志佐町里免■■■■■■■■■■氏、譲渡人は志佐町里免■■■■■■■■■■氏です。土地の所在は、志佐町里免字陣ノ内■■■■・田・464㎡です。申請事由は、双方で合意がなされ経営規模拡大のために贈与により所有権の移転を行うものです。■■■■氏は認定農業者ではありませんが、水稲を精力的に作付けされております。農業従事者は1

名、農業従事日数は年間150日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。事件番号1番について、推進委員1番、川久保委員をお願いします。

【川久保委員】

推進委員1番、川久保です。■■■■さんと■■■■さん、■■■■さんの規模拡大ということで双方から意見を聞いたところ譲りましたということで、内容も農業従事者であるし、間違いないと思います。ご審議宜しくお願ひいたします。

【議 長】

ありがとうございました。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。はい、それでは事件番号2番について、推進委員4番、松本委員お願いいたします。

【松本委員】

推進委員4番の松本です。■■■■さんは譲渡人で今現在、会社務めをされておられます。譲受人の■■■■さんはツキミシマを大々的に作っておられまして、申請地はその作っておられる中の農地です。この度、経営規模の拡大ということで所有権の移転ということになっております。皆様のご審議を宜しくお願ひしたいと思います。

【議 長】

ありがとうございました。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。はい、それでは事件番号3番について、農業委員18番、須藤委員お願いいたします。

【須藤委員】

農業委員18番の須藤です。この件に関しましては何も問題ないと思われます。宜しくお願ひいたします。

【議 長】

ありがとうございました。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。はい、無ければ、議案第6号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については決定するものいたします。続きまして4ページ、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第7号農地法第5条の規定による許可申請についてです。農地法第5条の規定による許可申請があったので、許可相当であるか否かを決定するものです。

事件番号1です。関係資料を27～30ページに添付しております。譲受人は志佐町里免■■■■■■■■■■氏、譲渡人は志佐町里免■■■■■■■■■■氏です。申請地は、志佐町里免字陣ノ内■■■■■■■■■■・畑・122㎡です。農地の区分は、都市計画法の用途地域内にある農地のため第3

種農地と判断しておりますので、原則許可となる区分です。転用の目的は、売買により所有権を移転し、駐車場として利用するものです。土地利用については、盛土などはせず現状のまま利用し、排水については、雨水排水は自然流下、汚水及び生活雑排水や下水は発生しないとのことです。営農への影響ですが、現状のまま利用するため周辺に対して被害を及ぼす恐れはなく何ら問題はないと思われます。許可相当と判断しております。

事件番号2です。関係資料を31～35ページに添付しております。譲受人は、東京都千代田区永田町二丁目■■■■■■■■■■ 公益社団法人■■■■■■■■■■ 代表理事■■■■■■■■■■ 氏、譲渡人は、福岡県福岡市南区鶴田三丁目■■■■■■■■■■ 氏です。申請地は、御厨町木場免字平野■■■■■■■■■■・田・291㎡です。農地の区分は、土地改良事業の行われていない小規模の農地のため第2種農地です。転用の目的は、携帯電話用基地局です。土地利用については、0.7mほど盛土し盛土法面は植生を行うことで保護する予定です。排水については、雨水排水は自然流下、汚水及び生活雑排水や下水は発生しません。営農への影響ですが、周りに隣接する農地がないため被害を及ぼす恐れはなく何ら問題はないと思われます。許可相当と判断しております。

事件番号3です。関係資料を36～39ページに添付しております。譲受人は、福島町浅谷免■■■■■■■■■■番地■■■■■■■■■■ 氏、譲渡人は、福島町浅谷免■■■■■■■■■■番地■■■■■■■■■■ 氏です。申請地は、福島町浅谷免字皿浦■■■■■■■■■■・田・252㎡です。農地の区分は、土地改良事業の行われていない小規模の農地のため第2種農地です。転用の目的は、売買により所有権を移転し、駐車場として利用するものです。土地利用については、盛土などせず現状のまま利用し、排水については、雨水排水は自然流下、汚水及び生活雑排水や下水は発生しないとのことです。営農への影響ですが、現状のまま利用するため周辺に対して被害を及ぼす恐れはなく何ら問題はないと思われます。許可相当と判断しております。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。現地を確認された委員さんのご意見ををお願いします。事件番号1番について、農業委員9番、前田委員をお願いします。

【前田委員】

農業委員9番の前田でございます。2月の20日に3番松本委員、そして私、地元の須藤委員と現地確認を行いました。事務局3名も入っております。先ほど事務局から説明がありましたように、この土地は更地になっておりまして道に挟まれた感じで、南側が畑になっておりまして、同じ高さで何ら問題ないかと思えます。農業委員会としてはこの境界をはっきり確実に双方話し合いながら確定してくださいと要望しております。そういうことでご審議のほどよろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございます。それでは地元委員さんのご意見を伺いたいと思えます。農業委員18番、須藤委員をお願いします。

【須藤委員】

農業委員18番の須藤です。今、前田委員が説明されたとおり、境界だけしっかりすれば後は問題ないと思われます。宜しく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。事件番号2番について現地確認をされた農業委員それでは地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員3番、松本委員ご意見をお願いします。

【松本委員】

農業委員3番の松本です。20日の日に前田委員と事務局と確認して参りました。営農にも全然関係なく、周りには川というだけであって問題ないと思われます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。それでは地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。推進委員4番、松本委員お願いします。

【松本委員】

推進委員4番の松本です。2月の20日に現地確認を行いまして、松本委員さん、前田委員さん、事務局の皆さんと現地確認をいたしました。これにつきましては携帯電話のトンネル内の通信の向上ということで聞いております。また、有益性があると思われます。皆様のご審議を宜しくお願いしたいと思います。

【議 長】

ありがとうございました。事件番号3番について、現地確認をされた農業委員9番、前田委員ご意見をお願いします。

【前田委員】

農業委員9番の前田でございます。同じく20日に現地確認を行いました。地元委員の金子委員も同席されております。この案件はですね事務局が説明されましたように駐車場に使用するものです。この許可申請前にこの許可地が農地振興地域になっているということで、この除外手続きをされた折に近隣の関係者には承諾を得ているということでした。そういうことで、この案件も何ら問題ないかと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございました。それでは地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員16番、金子委員ご意見をお願いします。

【金子委員】

農業委員16番の金子です。この土地の地図で行きますと南側にいびつな形の田んぼがありますけれども、そこは私が作っているところです。私からも何も言うことは無いということで、地域計画からも外れて、ここの土地自体が元の地主さんがほとんど作る事がないという事だったので大丈夫だと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。はい、無いようですので、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請については、意見を付して県へ送付す

ることといたします。続きまして5ページ、議案第8号農地の一括贈与に係る証明願いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

それでは議案第8号 農地の一括贈与に係る証明願いについて、農地の一括贈与に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明願いがありましたので、その証明書を交付するものです。議案の6ページに贈与税の納税猶予継続届及び不動産取得税の徴収猶予継続届の申請者一覧を載せておりますが、初めに贈与税の納税猶予制度等について簡単に説明いたします。贈与税の納税猶予・不動産取得税の徴収猶予とは、農業を営む者が、全農地を推定相続人の一人である後継者に一括して贈与をした場合に、通常は課税される贈与税や不動産取得税の納税を猶予する制度です。この制度の適用期間中は、3年ごとに継続の手続を行わなければならない、手続きのためには農業委員会による引き続き農業経営を行っている旨の証明書が必要であることから、証明願いが提出されたものです。本証明にあたり、願出人の2名から農地や農業経営の状況を聞き取っております。■■■さんについては本人の他、妹さんご夫妻も一緒に農業をされておられるようです。■■■さんについてはご本人が経営されているとのこと。農地の管理状況も農業委員会サポートシステムの航空写真で確認しましたが問題ないと思われ。つきましては、6ページに記載のある受贈者に対して、引き続き農業経営を行っている旨の証明を交付してよいかご審議いただきますようお願いいたします。補足ですが、この猶予された贈与税や不動産取得税は、贈与者又は後継者のどちらかが死亡したときに免除されますが、途中で農業経営を廃止した場合や農地の売買、転用又は耕作の放棄があった場合は、猶予された税額の全部又は一部と、贈与時からの利子税を併せて納税しなければなりません。また、猶予の適用期間中は、3年ごとに納税猶予の継続届出書を税務署や長崎県北振興局税務部に提出する必要がありますが、これをしなかった場合も納税猶予が打ち切りとなって納税しなければなりません。以上です。ご審議を宜しく願います。

【議長】

事務局からの説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議案第8号農地の一括贈与に係る証明願いについては、証明書を交付するものといたします。続きまして7ページ、議案第9号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。それでは事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第9号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてご説明いたします。議案書は7ページから24ページをご覧ください。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものです。AtoBの契約が6件の計画となっております。最初に農地の出し手をまとめて一覧表に記載し、その後ろに農地の借り手ごとの経営状況等をそれぞれ記載していますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきますようお願いいたします。以上、ご審議よろしく願います。

【議長】

事務局からの説明が終わりました。しばらく時間をとりますので資料8ページから14ページまでご確認をお願いします。

はい、それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。無いようですので議案第9号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。続きまして25ページ、議案第10号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。

【事務局】

議案第10号荒廃農地踏査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてです。非農地通知申出書の提出がありましたので、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するかどうかをご審議いただくものです。前方にスライドを用意しています。

番号1です。申出人は、長崎県松浦市志佐町栢木免■■■■番地■■■■氏で土地の所在は志佐町栢木免字堀切■■■■畑 978㎡です。現況地目は山林ということでした。2月18日に現地確認を行いました。番号1は山林化が進みスクリーンのような状況でした。木が生い茂っており農地への復旧が困難なため現況山林で非農地判断して差し支えないものと思われま

す。番号2です。申出人は長崎県松浦市志佐町栢木免■■■■■■■■氏です。土地の所在は志佐町栢木免字上ヶ蔵■■■■番田 249㎡です。現況地目は原野ということでした。2月18日に現地確認を行いました。番号2は原野化が進みスクリーンのような状況でした。一段高い場所にあり、幅が狭いため農業機械を用いた効率的な作業が困難なため現況原野で非農地判断して差し支えないものと思われま

す。番号3です。申出人は長崎県松浦市志佐町栢木免■■■■■■■■氏です。

土地の所在は志佐町栢木免字上ヶ蔵■■■■田 398㎡です。現況は山林ということでした。2月18日に現地確認を行いました。番号3は、スクリーンを見てわかりますように人為的に木が植えられており植林されている状況でした。よって、非農地には該当しないと判断します。以上、ご審議をお願いします。

【議長】

事務局からの説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員9番前田委員に地元委員の意見をお願いします。

【前田委員】

農業委員9番の前田でございます。2月18日に事務局2名と現地確認いたしました。1件目ですけれどもスライドでありましたようになりかなり雑木等が林立しており、この後耕作するとしても無理じゃないかと思われました。小さい頃に下の道を通っていたんですが、全くそこが畑だったという記憶が全くありません。そういうことで非農地扱いされても問題ないかと思います。次に2件目ですが、この申請地の下の方にですね大きい田んぼがありまして、ここは耕作されております。それで申請地の所が田に影響するということで、現地確認した時は伐採されてお

【議長】

ありがとうございます。只今、地元委員さんからのご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。無ければ、議案第10号荒廃農地踏査による農地法第2条第1

項に規定する「農地」に該当するか否かの決定については、非農地通知を交付するものとしたします。3番目は交付はいたしません。

以上を持ちまして本日の付議事項について、審査決定いたしました。続きまして協議事項となっております。事務局よりお願いします。

【事務局】

協議事項に入ります前に、議案第10号の先ほどの非農地判断の分で、非農地に該当しない植林の分ですが、こちらについては今後ご本人様にお話をさせていただきまして、こちらの申請地が農振農用地であったものですから、今後の手続きとしまして農振農用地からの除外、その後に違反転用による追認という事務的な流れで処理をしたいと考えておりますので、報告をさせていただきます。

【協議及び事務連絡】

- ・活動記録簿の提出状況について（最適化交付金の考え方）
- ・掘り起こし活動実績報告書について（更新できない理由等の確認）
- ・農業者年金の加入推進について（推進資材の活用）
- ・全国農業新聞の購読推進について
- ・タブレット端末の管理について

【議長】

協議事項が終わりました。これで終わりますがよろしいでしょうか。来月の総会は、令和8年3月27日(金)となっております。本日はどうもお疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉 14 時 30 分

